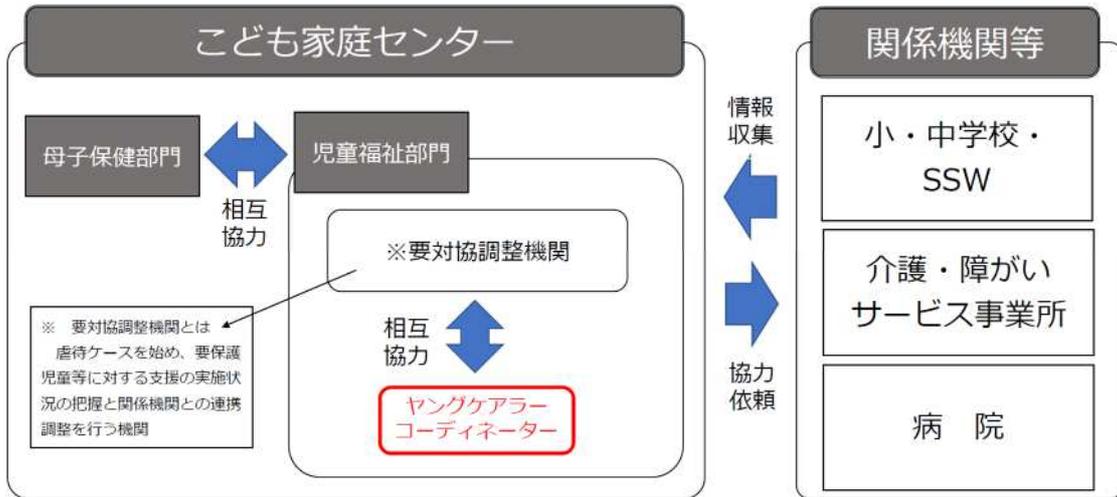


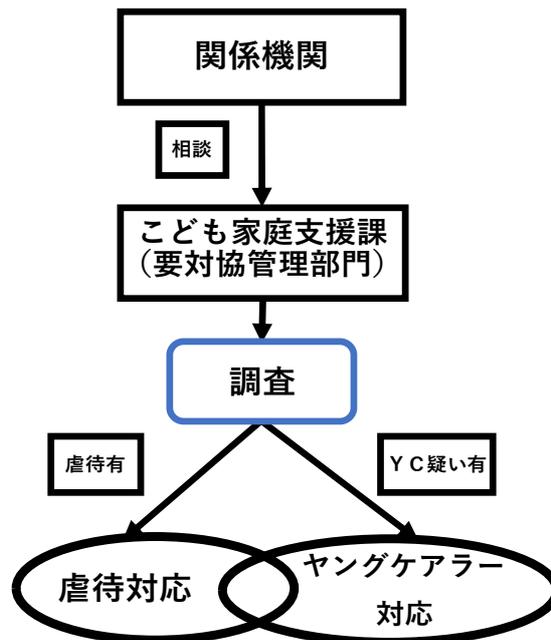
○ 多機関連携体制

- ・ ヤングケアラーコーディネーターが軸となって、本人同意を得た上で、関係先の支援者と情報共有をしつつ、支援にあたっています。
- ・ ヤングケアラーは、要保護児童地域対策協議会（要対協）における要保護児童等としては扱っていません。



【ヤングケアラー支援の流れ】

- ・ 要保護児童地域対策協議会の管理部門で調査を実施し、児童虐待の疑いが有れば虐待の対応をし、ヤングケアラーの疑いが有ればヤングケアラーとしての対応を実施しています。



○ ヤングケアラー支援状況

市町村モデル事業の実施期間中に、春日井市こども家庭支援課に情報提供があったヤングケアラーの人数と、その支援状況をまとめています。

- 〔 ・ ヤングケアラー以外の主訴（虐待など）を中心に対応している場合は、人数に含まれません。
・ 状況の変化により、主たる支援機関が変更していく場合などもあり、あくまで参考数です。 〕

（概況） ※年齢層は、把握時点の年齢です。また、把握経路は、担当部署への最初の連絡者です。

		人数（人）			
		2022	2023	2024	計
期間内のヤングケアラー把握数		5	12	15	32
年齢層	小学生	1	0	3	4
	中学生	0	3	3	6
	高校生	4	8	8	20
	その他	0	1	1	2
把握経路	本人からの相談	0	0	1	1
	家族からの相談で把握	1	1	0	2
	周囲の支援者からの相談で把握	4	11	14	29

（把握経路：周囲の支援者の内訳）

分野（場所）等	人数（人）
学校・保育（学校、保育所等）	27
高齢者福祉（高齢福祉事業所、地域包括支援センター等）	1
障害福祉（障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター等）	1
生活保護、生活困窮（福祉事務所、生活困窮者自立支援機関等）	0
医療（病院、診療所等）	0
地域（一般住民、民生・児童委員の訪問、子ども食堂等）	0
就労（勤務先等）	0
その他（保健師の訪問、適応指導教室等）	0

（ヤングケアラーかどうかの判断方法）

- ・ こどもが担う役割などを聞き取り、内容や状況を精査し、ヤングケアラーコーディネーターやこども家庭センター職員による会議で判断しています。
- ・ 支援の必要性を判断するために、アセスメントシート（付録 p108）を作成しました。
- ・ アセスメントシートを活用して、ヤングケアラーとして支援が必要と認められた場合、問診票（付録 p109）に基づいて聞き取りを行い、具体的な支援の内容やつなぎ先を検討します。

（ケース会議の開催）

ヤングケアラーのいる家庭への支援が多機関にわたる場合に、複数の関係部署・機関による支援方針等の検討のため、ケース会議を開催しています。（期間中の開催回数：5回）

（主たる支援機関）

どの機関が主に支援を担っているのか、機関別のケース対応件数の内訳は以下のとおりです。

		人数（人）
期間内のヤングケアラー把握数【再掲】		32
主たる支援機関の内訳	こども家庭支援課（児童福祉担当課）	10
	学校教育課（スクールソーシャルワーカー）	4
	学校	3
	基幹型地域包括支援センター	1
	障がい福祉課（障がい者支援担当課）	1
	医療機関	1
	相談のみで終結	2

（主たる支援機関の決定方法）

- ・ こどもが担う役割などを聞き取り、内容や状況を精査し、ヤングケアラーコーディネーターやこども家庭センター職員による会議で判断します。
- ・ 意見の表出や家庭の困りごとが少ないなど、支援機関が決定できない場合は、把握元の機関において継続的な見守りを行い、こどもとその家庭の困りごとの把握に努めることとしています。

（継続支援の内容）

- ・ 把握元の機関（主に学校）へのこどもの見守り継続と状況確認（電話・必要に応じて訪問）
- ・ こどもの負担感には波があり、人間関係などによって本人の活力が湧くことで支援の必要性が少なくなることがあります。そのような場合は、積極的な支援を継続するのではなく、把握元の機関における見守りを継続することとしています。
- ・ カウンセリング等相談先の紹介や、住居確保の支援、他機関と本人に負担がかからない支援方針の検討等を行っています。

(支援終了の理由：主なもの)

- ・ ともにエンパワーすることができたもの

(例) 学校からの連絡でヤングケアラーコーディネーターにつながり、本人と面談を行いました。

ヤングケアラーという自覚が本人にはあまりなかったものの、家庭で幼いきょうだいのお世話をすること等により友人と遊べないことや自分の時間が取れないことへのつらさを感じていたため支援が必要と判断しました。しかし、本人に、市が父母に接触することへの拒否感や他者の介入による急激な家庭環境の変化への不安がありました。一方で、これからアルバイトを始めることから家庭の環境が徐々に変わるかもしれないと本人の期待もあることから、しばらくは学校と連携して見守りと声掛けを行うこととしました。

その後、アルバイトを始めたことにより、家庭で過ごす時間が減ったことから担う家事量が減少し、また、担任の働きかけによる校内のボランティア活動に参加したことにより、生活の中に楽しい時間を見出す事ができ、徐々に負担感の表出が減少しました。

以降も、学校による見守りを継続することで、学校生活も安定し負担感の表出もほぼなくなりました。

- ・ 家族の状況が改善

(例) ヤングケアラーが家庭で担う家事に負担感を出していましたが、ヤングケアラーコーディネーターが詳しく聞き取ると、負担の原因は同居人から家事を求められることでした。

本人と母親は、同居人と離れるために引っ越しを希望していたため、UR への転居の手続きができるようにサポートしました。同居人と離れて生活し始めたことにより、こどもの担う家事量が減少し、こどもからの負担感の表出がなくなりました。

(特記事項)**把握経路、ヤングケアラーの心配があった際の情報整理について**

- ・ 市の情報の把握経路は、高等学校からの連絡が最も多く、モデル事業を通して高等学校の先生の相談先のひとつとして、本市とつながったことが良かったと考えられます。
- ・ アセスメントシート (付録 p108) を作成したことで、学校等から連絡があった際に市が聞きとりしたい項目を整理することができました。
- ・ 情報を整理する中で、ヤングケアラー非該当と判断された場合でも、経済面の不安や福祉サービス未利用など必要な支援につながっていない家庭を把握することができ、支援につながるがありました。

継続支援関係

- ・ ヤングケアラーの状態に気づき、支援をすることがヤングケアラー支援として必要である場合も多いですが、支援を進める中で、本人の意思でケアをやめることも、ヤングケアラーの負担を解消する一つの選択肢になることを確認しました。

○ 各種事業の実施状況

市町村モデル事業の「推進体制」（コーディネーター、企画委員会）と、「知る」「相談する」「見つけて支援する」「寄り添う」という支援の方向性に即した具体的な事業について、紹介します。

（具体的な事業については、4つの支援の方向性のうち、複数に関連する取組もありますが、ここでは、最も関連があると思われるもので整理しています。）

推進体制 ヤングケアラーコーディネーターの配置（2022、2023、2024）

子ども家庭支援課に、ヤングケアラーコーディネーター（会計年度任用職員）を配置しました。

（ヤングケアラーコーディネーターの主な活動内容）

研修運営・研修講師

- ・ 支援者向け研修会の実施
- ・ 春日井市内で開催された「県政お届け講座（愛知県による出前講座）」での登壇
- ・ 高校生向け講話の実施

関係会議等への参加

- ・ 県ヤングケアラー支援市町村モデル事業推進会議への出席
- ・ 子ども家庭庁補助事業「わづくりオンライン」への参加

学校との連携

- ・ 県教育委員会高等学校教育課との打ち合わせへの参加
- ・ 県教育委員会義務教育課スクールソーシャルワーカー連絡協議会への参加
- ・ 市内高等学校への訪問（随時）

事業企画等

- ・ 日本福祉大学 野尻 紀恵教授との打ち合わせ（事業への助言、ケース対応へのアドバイス）
- ・ 春日井市ヤングケアラー支援事業企画委員会への出席

個別ケース対応

- ・ ヤングケアラーとその家庭や支援者との面談及び訪問（詳細は、「相談する」に記載）

推進体制 春日井市ヤングケアラー支援事業企画委員会（2022、2023、2024）

提案事業の検討、事業実績の報告等を行う機関として設置しました。

（構成機関）

学校教育課、福祉政策課、地域共生推進課、生活支援課、障がい福祉課、
春日井市民病院医療連携室、こども家庭支援課（事務局）

（開催実績）

2022 年度（2 回実施）

- ・ 2022 年度ヤングケアラー支援事業（市町村モデル事業）の事業説明、3 年間の計画説明
- ・ 2022 年度事業実績の報告

2023 年度（4 回実施）

- ・ 2023 年度ヤングケアラー支援事業の実施内容の報告
- ・ 2023 年度実施事業経過報告、出張窓口の効果検証
- ・ ヤングケアラーチェックサイトの内容確認
- ・ 2023 年度実施事業報告、2024 年度実施予定事業報告

2024 年度（2 回実施）

- ・ 2024 年度実施事業経過報告
- ・ 2024 年度事業実績の報告、2025 年度以降のヤングケアラー支援事業について

知る ヤングケアラーチェックサイトの構築、開設（2022、2023、2024）

こどもがオンラインで設問に回答することで、ヤングケアラーのセルフチェックができるサイトを開設しました。

自身の状態がヤングケアラーの心配があるかどうかを表示するとともに、結果に応じた相談先等の周知・啓発を行いました。さらに、そのまま相談につなげられるよう、オンラインで相談できる窓口（詳細は「相談する」）へのリンクも掲載しました。

概要

- ・ サイト URL <https://kasugai.young-carer.net>
- ・ 小学生向け、中学生向け、高校生向けの3種類のフォームを作成
- ・ 監修 日本福祉大学 野尻 紀恵教授

周知・活用方法

- ・ 市内小中高生に1人一度ずつ使用してもらうことで、匿名のアンケートとして活用。チェック結果はサーバーに蓄積されるため、実態把握に使用。

実施期間（高校生） 2024年5月20日から5月31日まで

（小中学生） 2024年7月20日から7月31日まで

- ・ チェックサイトのQRコードを掲載した消しゴムを作成し、市内の小中高生に配布。
- ・ 小中高生の利用後は、市ホームページに一般公開し、誰でも利用可能。

利用実績（上記実施期間中の件数）

対象者	実施件数	ケアを担っていると回答した件数	支援が必要と判断した件数
高校生	807件	52件（6.4%）	19件（2.4%）
中学生	300件	18件（6.0%）	5件（1.7%）
小学生	213件	25件（11.7%）	4件（1.9%）

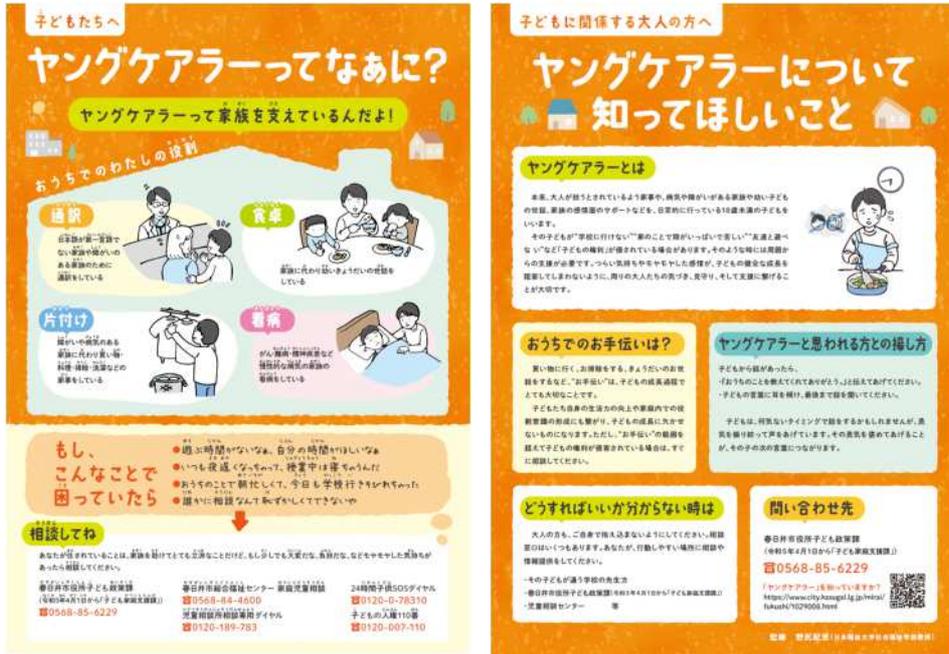


ヤングケアラーチェックサイト

知る 啓発パンフレットの配布（2022、2023）

子どもへのヤングケアラーへの理解促進のため、リーフレットの作成、配布を行いました。

- ・ パンフレット名 ヤングケアラーってなあに？／ヤングケアラーについて知ってほしいこと
 - ※ 両面刷りとし、片面を子ども向け、もう片面を大人向けの内容として作成
- ・ 配布時期 2023年3月15日以降
- ・ 配布先 ①市主催研修会の参加者
 - ②市内の小学4・5年生、中学1・2年生（小6には、新中1の時期に配布）



パンフレット「ヤングケアラーってなあに？／ヤングケアラーについて知ってほしいこと」

知る 春日井市図書館の啓発スペースの活用（2022）

春日井市図書館において、関連する蔵書を並べ、チラシやパンフレットを一か所にまとめることで周知啓発を行う事業を活用し、市民に対してヤングケアラーに関する周知啓発を図りました。

- ・ 期間 2023年2月21日から2023年3月15日まで

知る 広報へのヤングケアラー特集ページの掲載（2023、2024）

市の広報誌にヤングケアラーの特集ページを掲載し、市の取組やヤングケアラーコーディネーターの役割などを紹介しました。

広報春日井 2023年8月号

- ・市の取組のほか、ヤングケアラー協会の協力を得て、ケアをすることで子どもが諦めてしまっていることを表示し、市民の理解促進を図りました。

広報春日井 2024年10月号

- ・ヤングケアラーについて、当事者も周囲の人も気づきにくいことを記載し、市民への気づきの促進を図りました。また、チェックサイトや出前講座、高校生向けサロンの取組を紹介しました。



広報春日井 特集ページ（左：2023年8月号、右：2024年10月号）

知る 市内高等学校での講話（2024）

高校生に向けて、ヤングケアラーとは何か、また、悩みを抱えている場合には相談してほしいことを伝えるための講話を実施しました。

学校名	実施日	聴講人数
春日井南高校	2024年5月8日（水）	1,065人
高蔵寺高校	2024年6月13日（木）	1,018人
春日井西高校	2024年10月31日（木）	800人

知る ヤングケアラー啓発活動（2024）

啓発パネルの展示

11月の虐待防止月間に合わせて、ヤングケアラーとはなにか、元ヤングケアラーの体験談などを、パネル展にして紹介しました。

- ・ 日程 2024年11月21日（木）から29日（金）まで
- ・ 場所 市役所1階ロビー



ヤングケアラー啓発パネル展の様子

街頭啓発活動

警察と合同の虐待防止啓発活動において、こども家庭庁のポスターやチェックサイトのポスターを掲示するとともに、ヤングケアラー認知度のアンケートを行いました。

- ・ 日程 2024年11月5日（火）
- ・ 場所 イオン春日井店

知る ヤングケアラー啓発動画（2024）

子どもが学校の時間を利用して視聴するための、市内小中学生向けのヤングケアラー啓発動画を作成しました。動画は、市公式YouTubeで限定公開しており、子どもには二次元コードを付したチラシを配布して、いつでも視聴できる環境を整えました。

- ・ 視聴期間 2024年12月9日から20日まで
- ・ 視聴方法 教室で児童生徒が一斉に見る、個別にタブレットで見る等の方法により視聴

知る ヤングケアラーエッセイコンテスト（2024）

市内に在住または在学する小中高生、及び市内に在勤する保護者の18歳までの子どもを対象に、ヤングケアラーについてのエッセイを募集し、優秀な作品を表彰しました。

- ・ 主催 春日井市、春日井商工会議所青年部、明治安田生命保険相互会社春日井営業所
- ・ 募集期間 2024年12月21日（土）～2025年1月20日（月）
- ・ 応募件数 39件（小学生19件、中学生8件、高校生12件）
- ・ 表彰 最優秀賞 2名、優秀賞 6名

相談する 子どもが気軽に相談できる環境の周知・啓発（2022、2023、2024）

家庭内の悩みごとの相談先として、スクールカウンセラーや心の相談室、子ども家庭支援課などを周知するためのカードタイプの啓発資材を作成し、市内事業所に設置しました。

- ・ 概要 カードタイプの啓発資材
- ・ 設置先 市内のスーパー（13か所）や、学校周辺のコンビニ（17か所）など



カードタイプの啓発資材（左：表面、右：裏面）

相談する ホームページからの相談窓口の開設（2023、2024）

市公式ホームページに「ヤングケアラー相談」のページを作成し、ヤングケアラーの当事者からオンラインで相談できる窓口を開設しました。相談は、匿名でも記名でも可能としました。

- ・ 相談件数 2023年度 0件、2024年度 0件

見つけて支援する 支援者向け研修会の開催（2022）

キックオフイベントとして、民生委員や学校関係者（教員や学校配置の相談員）、介護・障がい福祉サービス事業者などを対象とした研修会を開催しました。

- ・ 開催日 2023年3月15日（水）13：30～15：45（後日、動画配信を実施）
- ・ 会場 文化フォーラム春日井
- ・ 対象者 学校関係者、福祉施設従事者、民生・児童委員、一般市民
- ・ 参加者数 77人
- ・ テーマ ヤングケアラーとあなた ～知ってください、今できること～
- ・ 内容 日本福祉大学 野尻 紀恵 教授による基調講演
講演講師、県職員、SSW、市長を交えたトークセッション
- ・ 備考 当日の様子の動画は、春日井市 Web にリンク掲載中
<https://www.city.kasugai.lg.jp/kosodate/fukushi/1029008.html>



支援者向け研修会「ヤングケアラーとあなた ～知ってください、今できること～」の様子

見つけて支援する 支援者向け研修会（出前講座）の開催（2023、2024）

ヤングケアラーコーディネーターが、民生委員や学校関係者（教員や学校配置の相談員）、介護・障がい福祉サービス事業者などを対象として研修会を実施しました。

概要

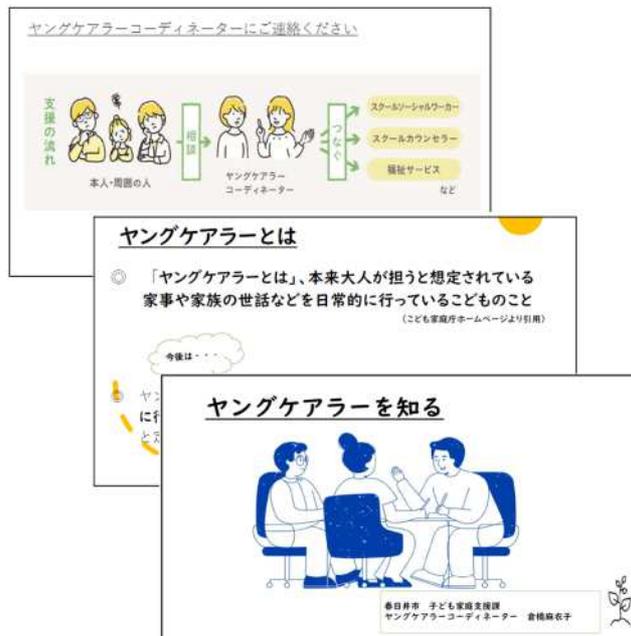
希望する団体等の用意した会場に向いて実施する出前講座。

実績

年度	実施回数	受講人数合計	対象者
2023	3回	155人	民生委員、コープあいち職員、社協職員
2024	9回	422人	教員、民生委員、子ども食堂、介護事業所



出前講座案内リーフレット



出前講座資料イメージ

見つけて支援する 啓発・出前講座案内リーフレットの作成、配布（2023、2024）

以下の内容を含むリーフレットを作成し、ヤングケアラーへの理解促進を図るとともに、さらなる出前講座の実施につなげるために配布しました。

内容

- ・ 子どもの権利を紹介しつつ、ヤングケアラーのこどもの抱える困難を周知
- ・ ヤングケアラー支援者向け研修会（出前講座）の紹介

配布先

- ・ ヤングケアラー支援者向け研修会（出前講座）の参加者など

見つけて支援する ヤングケアラーコーディネーターによる支援方針の設定（2023、2024）

ヤングケアラーコーディネーターが、子ども家庭センターと常に連携し、子どもや家庭の面接などを通じて、また、関係機関からの情報を集約することで、世帯ごとの支援方針を立て、関係機関の協力を仰ぎ、必要な支援につなげました。

支援の必要性を判断するために、アセスメントシート（巻末付録）を作成し、情報提供があったタイミングで活用しました。

見つけて支援する 支援者向けガイドブックの作成、配布（2023、2024）

ヤングケアラーの支援者のために、ヤングケアラーの子どもとその家庭が利用できる支援を一覧にしたガイドブックを作成し、市ホームページにて公開するとともに、関係機関に配布しました。

支援者が、子どもの相談を受ける場面などにおいて、ヤングケアラーの子どもとその家庭が必要としている福祉サービスを確認する資料として活用することで、子どもとその家庭が支援につながることに寄与しました。

- ・ 作成部数 500部
- ・ 配布先 面談などで訪問する小中学校、高等学校、研修会参加者など



支援者向けガイドブック

見つけて支援する 市内高等学校への訪問（2023、2024）

市内高校にヤングケアラーコーディネーターが訪問し、養護教諭等と気になる生徒についての情報共有を行い、先生が生徒にどのように声をかけるか、どのように関わっていくかを相談しながら検討しました。生徒本人の同意がある場合は、本人との面談も実施しました。

連携し始めの頃には、月1回を目途に定期的に訪問し、生徒の困りごとの相談を聞き取りしました。

学校から市に相談しやすい関係性が構築された後は、心配な子どもを見つけた時に随時訪問することとし、定期的な訪問ではなく、都度訪問できる方法に切り替えています。

- ・ 訪問実績 2023年度 20回/4校、2024年度 14回/4校

寄り添う エンパワメント家事支援（2023、2024）

ヤングケアラーが担う家事の時間的、心理的な負担を軽減するため、ヤングケアラーの家事能力のエンパワメント（本人の生活力と自立性を高めるための技能を身につけさせることをいう。）を図りました。

- ・ 実績 2023 年度 なし、2024 年度 1 人

寄り添う コミュニティサロンの開催（2023、2024）

ヤングケアラー当事者が集まり、ピアサポーターを交えて悩みを話し合える場を提供しました。

- ・ 2023 年度は、子どもが気軽に相談できる場所（「相談する」に記載）において、ピアサポーターを配置することで、話し合える場としての開催も予定しましたが、参加者の見込みがなかったことから実施には至りませんでした。
- ・ 2024 年度は、市内の高等学校に「いつでもどこでもサロン」のポスターを掲示し、参加者の希望により、オンライン開催も含めて日時場所が指定できるサロンの開催を予定し、新規把握したことも案内しましたが、応募にはつながりませんでした。

ヤングケアラーサロン
～いつでも・どこでもサロン～

申し込み 令和6年9月2日(月)から令和7年3月31日(月)まで

時間 } 希望する日時・場所(オンラインも可)でお話を聞きます
場所 } ※開催までの準備期間が必要になりますので余裕を持った希望日をお知らせください。

対象者 自身がヤングケアラーと感じている高校生で、似た境遇の仲間やピアサポーター(過去にケアラーだった経験がある方)等と話をしてみたい方

【お悩み】

- きょうだいのお世話をしている
- わたし・・・ヤングケアラーかも
- 悩みを共有したい
- 進路はどうやって決めたの？
- 本当は部活や遊びを楽しみたいのに時間がない
- つらいことをつらいついて言えた？
- 自分がしていることを話したい

【申し込みはこちらを読み取ってください(市ホームページ 申込フォーマット)】

(お問い合わせ)
春日井市役所 子ども家庭支援課
0568-85-6229

【申し込み方法】
上記の二次元コードから春日井市ホームページにアクセスして、申込フォーマットに必要な項目を入力して送信してください。担当者から折返し連絡いたします。

ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を進度に行っている子ども・若者

「いつでもどこでもサロン」ポスター

その他 有識者によるケース対応や支援事業への助言・アドバイス（2022、2023、2024）

春日井市ヤングケアラー支援アドバイザーとして有識者に委嘱し、定期的に助言・指導を受けながら、事業を進めました。

アドバイザー

- ・ 日本福祉大学 社会福祉学部 野尻 紀恵 教授

実績

- ・ 2022年度2回実施、2023年度7回実施、2024年度7回実施

主な相談内容

- ・ ケースへの対応方法についてのアドバイス
- ・ アセスメントシート作成への助言
- ・ チェックサイトの内容への監修

○ モデル事業により得られた知見

(ヤングケアラーの把握)

ヤングケアラーは自身の抱える悩みを自覚しにくいことや、家庭のことを他人に話したくないという気持ちから SOS を出すことが難しいことがあり、周囲の大人が気づくことが重要です。

そのために、ヤングケアラーコーディネーターが講師となって出前講座を実施してきました。受講した大人がヤングケアラーへの知識を深めることはもちろんのこと、ヤングケアラーコーディネーターがどんな人かを知ってもらうことができ、かつ、市と支援者とが顔を見知っている関係性を構築するための機会とすることができました。これにより、ヤングケアラーを把握するための経路を少しずつ増やしていくことを目指しました。

ヤングケアラーの把握には、学校現場との連携もまた重要です。心配な子どもに最も早く気づくことができるのは、普段の時間を長く過ごす学校であるため、学校とヤングケアラー支援部門との協力体制がポイントとなります。

(ヤングケアラーへの支援)

ヤングケアラーへの支援は、短期的な支援で終結するものではなく、じっくり関わることで家庭の困りごとを正確に把握し、当事者やその家庭との信頼関係の中から実施しなければなりません。

このため、子どもが信頼している支援者を通して子どもやその家庭の困りごとを把握することが、早期に支援につなげるために重要です。

また、ヤングケアラーコーディネーターが、市に相談があったすべての家庭と信頼関係を築きながら支援につなぐことは困難であると考えています。

「多くのヤングケアラーに対して効果をあげられる汎用的な支援メニュー」は少ない、または、ほぼないと感じています。家庭ごとに必要とするメニューが異なることから、様々な福祉サービスと連携することや、つなぐことができる支援者・新たな地域資源の開拓などが大切です。

(関係機関との連携、ケース対応)

把握の項目でも示したように、現場に出向いて、ヤングケアラーコーディネーターが出前講座を実施することで、ヤングケアラーコーディネーターの顔を知ってもらうことができ、さらに支援者の方との距離感を近づけることができます。ヤングケアラーの周知啓発と併せて、ヤングケアラーコーディネーターを知ってもらう機会として効果的な取り組みであると考えます。

関係機関の中でも、特に教育現場との連携について、重要性が高いと考えます。心配な子どもについて気軽に相談してもらえるような連携体制を築くために、小中学校、及び高等学校へ訪問等をするなどによって関係性を構築することが重要です。

関係機関との連携においては、当該が子どものことを常に中心に考えることを大切にしています。また、他機関においては、支援をしなければならない中心が必ずしも「子ども」にならないことも忘れてはなりません。その中で連携していくことを考え、支援における役割を考えていくこととしています。

○ 今後に向けて

今後、子ども家庭庁から発出されているように子どもへの記名式のアンケートを実施することができると、負担感や困り感を抱えるこどもの把握が今以上にできるようになると考えられます。悩みを表出してくれたこどもが何もしてくれなかったと感じることの無いように、今以上に多種の関係機関との連携が必要であると考えます。

また、記名式アンケートだからこそ、答えることができなくなるこどもがいることも考えられるため、こどもがSOSを出しやすい環境を整えることも重要です。引き続き、出前講座等により周囲の大人への啓発を実施し、ヤングケアラーの早期把握に努めます。